

## 岩国市建設工事における「週休2日工事」の試行要領の改訂について（お知らせ）

令和6年6月  
岩国市契約監理課

令和6年4月からの労働基準法の罰則付き時間外労働規制の建設業への適用を受け、週休2日の確保に向けた取組をより一層推進するため、次のとおり、試行要領を改定することとしたのでお知らせします。

### 1. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上で設計金額が130万円以上の土木系工事を対象とする（災害復旧工事を含む）。ただし、応急復旧工事など週休2日工事の実施が困難な工事は対象外とする。

（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

### 2. 発注方式

発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）・通期」として発注する。また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事（交替制）・通期」として発注する。

### 3. 経費の補正方法

発注時は、通期の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定し、契約後速やかに受発注者間で協議を行い、月単位で実施するとした場合は、精算段階でこの達成が確認されれば、月単位の補正係数で各経費を補正し、設計変更を行うこととした。

※通期：現場作業期間（現場作業着手日～完了日）において、4週8休以上の休日確保している状況

※月単位：現場作業期間でさらに連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の休日確保している状況

### 4. 適用基準日

令和6年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

### 5. その他

営繕系工事においては、岩国市営繕系工事における「週休2日工事」の試行要領による。